

学校法人福岡工業大学
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

教職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

2. 目標

(1) 計画期間内に、男性の育児休業（出生時育児休業含む）の取得率を50%以上とする。

【取組内容】

令和7年4月～ 制度の継続的な周知と対象者や対象者の所属長への取得推奨の声掛けを行う。

令和7年4月～ 学内イントラネットや学内会議体等で男性の育児休業取得状況を公表する

(2) 事務職員1人あたりの時間外・休日労働時間を月平均20時間未満とする。

【取組内容】

令和7年4月～ 毎月1回、前月度の時間外時間の実績を管理職会議で共有し、時間外時間が増えている部局については当該管理職に要因分析を求める

令和7年4月～ 長時間労働者への個別ヒアリングを実施し、抑制に向けた改善指導を行う。

(3) 子含めた家族の看病に係る休暇制度を設ける。

【取組み内容】

令和7年度中 新制度導入に向けて検討し、規程改正の手続きおよび学内発信を行う。